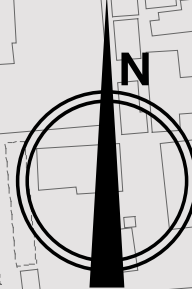


鞘町周辺地区 地区計画の内容

名 称		鞘町周辺地区 地区計画
位 置		高崎市 鞘町、田町、宮元町、連雀町の各一部
面 積		約 4.0ha
地区計画の目標		当地区は、高崎駅西口から北西約 700 メートルに位置し、古くから商業を中心として賑わいを保っています。また、商店主や住民の努力により商店街として景観的にも優れた、理想的なショッピング空間を人々に提供しています。そこで、地区計画により適正な規制及び誘導を行い、このような商業環境をさらに維持向上し、個性的で人々を魅了する、賑わいと潤いのある良好な商業業務地区の形成を目指すものです。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	商店街としての機能を十分に発揮するとともに、健全で、賑わいと潤いに満ちた商業業務地区としての土地利用を図ります。
	地区施設の整備の方針	地区内に配置されている道路及び道路附帯施設が損なわれないよう維持、保全を図ります。
	建築物等の整備の方針	鞘町周辺地区に相応しい、人々に愛される魅力のある商店街の形成を図るため、また青少年の健全育成を推進するため建築物等の用途の制限を定めます。また、地区内の優れた景観を損なわないよう、建築物の屋根や外壁の色彩は落ち着いたものとし、建築物を利用して設置する屋外広告物は、まちなみとの調和に配慮したものとします。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	建築物の用途は、用途地域の制限を受けるものに加え、次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号、第 6 項から第 11 項まで及び第 13 項のいずれかに該当する営業の用に供するもの
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	(1) 建築物の外壁及び屋根の色は、周囲との調和のとれた落ち着いた色彩のものとする。 (2) 建築物等を利用して設置する屋外広告物は自家用のものに限るとし、屋上広告物を設置する場合は、その形態を縦長のものとしてはならない。 (3) 建築物等を利用して設置する袖看板は、建物一面につき縦一列としなければならない。 (4) 建築物等を利用して設置する屋上広告物及び建築物等に表示する壁面広告物は、一壁面における屋上広告物と壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面面積の 1/4 以下、かつ 50 ㎡以下としなければならない。

鞆町周辺地区



主要地方道高崎・渋川線

〈中央銀座通り〉

〈さくら橋通り〉

さくら橋

東京電力(株)高崎支社

N T T 東日本
群馬支店

〈お濠通り〉

もてなし広場

高崎城址地区
地区計画区域

郵便局

〈音楽センター前通り〉

〈さやもーる〉

スズラン
百貨店

〈田町大通り〉

〈慈光通り〉

主要地方道藤木・高崎線

高崎駅西口周辺地区 地区計画区域

〈南銀座通り〉

群馬音楽センター

平成13年11月12日決定
平成19年6月1日変更
平成29年5月1日変更